

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年1月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900089 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900048 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成22年12月31日は9万8,000円、平成23年7月30日は7万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月31日及び平成23年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月31日及び平成23年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月
② 平成23年7月

請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票（写）並びに事業主の陳述により、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、それぞれ当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は9万8,000円、請求期間②は7万4,000円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、上記の賞与明細書には日付の記載が

ないため、事業主及び同僚に照会したところ、請求期間①は、日付を特定できる回答が得られなかつたため賞与支払月の月末である平成 22 年 12 月 31 日と認定し、請求期間②は、複数の同僚の日付に係る回答から平成 23 年 7 月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900086 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900014 号

第1 結論

昭和 63 年＊月から平成 4 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年＊月から平成 4 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 63 年＊月頃に、母親が私の国民年金の加入手続を A 市の B 支所で行ってくれ、同支所で私の請求期間に係る国民年金保険料を納付書により、定期的に納付してくれていた。しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が 20 歳になった昭和 63 年＊月頃に、母親が、A 市の B 支所で自身の国民年金の加入手続を行い、同支所で自身の請求期間に係る国民年金保険料を定期的に納付してくれていた旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していない上、これらを行ってくれていたとする母親は、請求者の年金手帳を受け取った記憶がなく、保険料の納付時期、納付金額等についても具体的に記憶していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（写）及びオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成 4 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険の年金手帳記号番号を基に、平成 9 年 1 月に付番されたものであり、当該基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得したのは平成 9 年 4 月 1 日（資格処理日：平成 9 年 6 月 24 日）となっていることが確認でき、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る納付書は発行されず、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者は、今までに交付された年金手帳は、平成 4 年 4 月に入社した会社から渡された 1 冊のみであるとしているところ、請求者から

提出された当該年金手帳（写）には、国民年金に加入した際に払い出される国民年金手帳記号番号が記載されていない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。